

給与支払報告にかかると特別徴収にかかると給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 処理 事項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
特別徴収義務者指定番号	
個人番号	
連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係 氏名 電話 () - 番

平成 年 月 日	所在地	郵便番号	
千葉県	名称		
袖ヶ浦市長 様	代表者の 職氏名印		

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	備考
フリガナ		円		円	円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収	円	一括徴収した税額は、 月日 納期限分で 納入します。 (月分)
氏名	(旧姓)		月から				<input type="checkbox"/> 3を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付してください。	円		
生年月日	S・H 年 月 日		月分まで					円		
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)									
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)									

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職 手当等の 支払予定日	一括徴収予定額		※市区町村記入欄	月割額		退職者の未徴収税額については、 一括徴収の方法にご協力ください。
1. 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため(月 日申出)			支払予定日ごとの徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)		6月分	7月分以降	
2. 異動が平成 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため			円	円		円		
一括徴収できない理由			円	円				
○を付してください 1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため 2. その他 理由								

転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指定番号
月分から徴収し 納入する。	フリガナ		連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号
	名称		係 氏名 電話 () - 番
	代表者の 職氏名印		経理責任者 氏名
給与支払方法及びその期日	払込を希望する 金融機関の所在 地及び名称		

(異動届提出先) 〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 袖ヶ浦市役所 課税課 市民税班

御注意

1、「個人番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。
 2、転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませてください。一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。
 3、一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。(地方税法第三百二十一条の五 第二項)
 4、※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。